

平成20年3月27日（木）

日程第13 議案第14号 平成20年度橋本市
一般会計予算について から、日程第29
議案第30号 平成20年度橋本市病院事業会
計予算について までの17件

○議長（中上良隆君）日程第13 議案第14号
平成20年度橋本市一般会計予算について から、
日程第29 議案第30号 平成20年度橋本市
病院事業会計予算について までの17件を
一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

平成20年度予算審査特別委員会委員長 8
番 岡本君。

〔8番（岡本昌次君）登壇〕

○8番（岡本昌次君）委員長報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、本委員会
に付託された議案第14号から議案第30号ま
での平成20年度各会計予算17件について を審
査するため、3月14日、17日に委員会を開催
し、慎重審査の結果、議案第14号、第15号、
第28号、第29号は賛成多数で原案可決、議案
第16号から第27号までと第30号は全会一致で
原案のとおり可決すべきものと決しましたの
で、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第14号 一般会計予算については、歳
出から款別に審査を行い、質疑、意見等の主
なものはおおりのとおりでした。

歳出においては、コミュニティバスの利用
状況と交付税算入について ただしがあり、
平成19年4月から20年2月までの11カ月間の
利用者数は1万2,030人であり、1便当たりの
平均乗車人数は、東ルートが3.1人、中ルート
が5.9人、西ルートが4.4人で、1日54人程度
の利用者となっている。また、特別交付税算

入については、現在、政令で80%と定められ
ている との答弁がありました。

高野口書庫警備委託について ただしがあ
り、高野口出張所は20年3月末をもって廃止
されるが、東別館及び南別館が残るため、こ
れらの警備委託である との答弁がありまし
た。

和歌山地方税回収機構負担金の内訳につい
て ただしがあり、基礎負担割額は25万円、
処理件数割額は移管予定件数が60件で414万
円となる。また、当初の申し合わせにより、
機構設置後3年目である20年度から徴収実績
割額が導入されるため、18年度徴収額1,002
万7,919円の10%である100万2,000円の負担
が新たに必要となり、合計539万2,000円とな
る との答弁がありました。

市税等を払いたくても払えない生活困窮者
等への徴収対策について ただしがあり、滞
納整理については、法にのっとってさまざま
な方法で粛々と進めているが、生活困窮者等
については、個々の事情も勘案して納税相談
を行い整理を進め、別途、生活保護等の他の
施策による支援等を検討することになる と
の答弁がありました。

橋本駅バリアフリー化事業の今後のスケジ
ュールについて ただしがあり、19年度にお
いてJRと南海電気鉄道が基本計画を策定中
であり、橋本駅を含めた駅周辺の計画に基づ
き、事業を具体化する中で推進協議会を立ち
上げ、20年度に実施設計、21年度に一部着
工、22年度の完成に向け進めていく との答
弁がありました。

ファミリーサポートセンターの運営状況と
事業の必要性について ただしがあり、16年
8月から事業を開始し、NPO法人に委託し

ている。20年1月末現在、会員数は、提供会員が109人、依頼会員が149人、両方を兼ねる提供依頼会員が30人で合計288人であり、利用件数については614件となっている。本事業については、育児援助を必要とする児童を対象としており、保育園、学童保育、子育て支援センター等の機関で対応できていないケースもあり、必要であるとの答弁がありました。

現在のたんぼぼ園は、施設規模・設置場所等、利用者ニーズにこたえられているのかとのただしがあり、たんぼぼ園のほかにも旧高野口町を含む近隣4町で共同運営している療育施設にも市内の子どもが入所されており、現在、定数20人で運用しているたんぼぼ園1園だけでは、市内の対象児童をすべて預かるのは困難な状況である。また、現在の設置場所での施設規模の拡大は難しい状況であるため、今後検討したいとの答弁がありました。

生活等扶助費の増額理由と不正受給の防止策について ただしがあり、生活保護に関する相談者が多く、受給者も年々増加しているため、生活扶助・医療扶助等を増額している。保護については調査を経た上で開始しているが、受給開始後も受給者宅へ定期的に訪問し、生活の状況の確認・本人からの聞き取り調査等を行い、民生委員との連絡調整も行っている。万が一不正受給が発覚した場合は、厳正な態度で臨みたいとの答弁がありました。

保健福祉センターの建設について、図書館等との複合施設化などを含め、市民や議会と十分な協議を行うのかとのただしがあり、20年度に実施する基本設計において、行政として一定の考え方を示す必要はあるが、議会や一般の利用者の方にも意見をいただき、パブリックコメントの実施も考えている。ただし、図書館等との複合施設化に関しては、議員から提案されたことはあるものの、行政としては、現在、正式な協議は行っておらず

白紙状態であり、旧市・町の合併協議会において、保健福祉センター・図書館等の位置についてかなり議論された経緯もあることから、慎重に協議する必要があるとの答弁がありました。

病院事業会計への繰出金10億4,742万2,000円の内訳について ただしがあり、普通交付税で措置される分として、1病床当たり49万5,000円の300床で1億4,850万円、同じく病院建設に係る起債の60%が交付税措置されるため、これに市負担分を加えた7億1,474万2,000円。特別交付税で措置される分として、基礎年金拠出金分が3,076万円、共済追加費用が2,160万円、小児医療に要する経費が1,572万4,000円となる。また、不良債務解消のために和歌山県市町村振興資金を借り入れ、繰り出す分が1億1,600万円となるとの答弁がありました。

広域ごみ処理移行計画について ただしがあり、ごみ処理業務について、21年4月の広域ごみ処理施設への移行に向けて、広域圏内の市町、並びに本市においても合併後、旧橋本市域、旧高野口町域で、分別形態、収集回数等さまざまな相違点があるため、これらを統一する必要がある。現在、新たな収集体制の構築に向け、効率的な収集ルート・収集場所等の見直し業務を行っており、20年度前半で移行計画を概ねまとめ、後半には市民への啓発に入る必要があるとの答弁がありました。

農地地すべり対策事業の事業内容について ただしがあり、九重農免農道において、法面や路肩が崩れることがあり、復旧工事を重ねてきたが、18年の豪雨でも地すべりが発生したため、県営事業による対応について県と再協議を行った。その結果、農免道路の周辺を農地に係る地すべり対策事業として、現在、計画の立案中であり、計画予定区域を定める

ための図書作成など、本申請するための予算を計上しているとの答弁がありました。

ちびっこ広場管理委託料について、昨年度と比較して減額となっている理由についてただしがあり、ちびっこ広場を管理いただいている各自治会と協議中であるが、20年度枠配分予算の中で、委託料の一律1割カットをお願いしている。また、自治会からは、ちびっこ広場として機能がないものについて、廃止もしくは休上も含めて考えてはどうかとの提案を受けており、これもあわせて協議中であるとの答弁がありました。

まちづくり交付金事業による県管理道路の整備の是非、また、財源内訳についてただしがあり、まちづくり交付金事業については、17年度から21年度までの5カ年事業であり、国が示すメニューに合った事業に対し補助される従来の事業とは違い、市町村が事業内容を提案し、立ち上げる事業に対し補助される事業である。本市においては、まちづくり協議会と十分協議を重ねた結果、高野口駅前通りの県道のカラー舗装が提案され、事業採択されることになったため遂行するものである。財源については、事業費の4割が国から交付されるとの答弁がありました。

自主防災組織について、市長が先頭に立ち組織率向上の政策を打ち出されている中、19年度と同額の予算を計上されている理由についてただしがあり、自主防災組織が結成されると、各組織で予算を組み、資機材を購入されることになるが、購入時期は当該年度、また後年度になるなど組織によって異なるため、実績を勘案し予算を計上している。予測以上に組織率がアップすれば補正対応したいとの答弁がありました。

20年度にスクールバス運転業務委託料が予算計上されていない理由についてただしがあり、信太小学校のスクールバスについては、

保護者の了解をいただき、経費削減のためタクシー通学に変更していただくことになり、隅田中学校生徒のタクシー通学と合わせて、別途予算計上しているとの答弁がありました。

高野口小学校建設に伴う設計監理委託について、今回どういった見直しを行うのか。また、現在までに数回変更設計されているが、委託料の総額はいくらになり、建設費の何%にあたるのかとのただしがあり、今回は、プール・体育館の配置変更、教室のレイアウト等の見直しであり、委託料の総額は、旧高野口町で実施した当初の設計監理と新市発足以降の2回の設計変更合わせて6,147万7,500円となる。また、建設費に対し設計監理委託料の占める割合については、建設に係る詳細設計はできていないため、当初算定した概算建設費約15億円で算定すれば4%程度となるとの答弁がありました。

温水プールの利用と改造工事費用についてただしがあり、温水プールは年間2万人近い方にご利用いただき、多くの方に親しまれる施設であるが、建設後約17年経過し、大変老朽化しているため、水を温める機械の故障、天井の電気設備等の問題や不安を抱えており、費用を最小限に抑えつつ全面的に施設を改修するとの答弁がありました。

市立図書館について、社会教育・子育て等の観点から大変重要な役割を果たす中、現在の蔵書数は満足できるものではなく、他市と比べれば見劣りするものとなっている。その上、20年度の図書購入費は、枠配分方式への変更に伴う全体の削減率以上に削減されており、今後、補正対応で増額を検討したい。増額できないということであれば、河内長野市・五條市等との図書館の相互利用、また、和歌山大学図書館との相互利用などにより、図書の充実を図っていただきたいとの意見

がありました。

パークゴルフ場の拡張に伴う測量設計委託料が計上されているが、財政難の折、今、市が実施しなければならない事業なのか。事業の必要性等について再検討すべきではないのかとのただしがあり、紀ノ川河川敷の整備については、旧橋本市域と比較して旧高野口町域は進んでいないこと、健康増進のために市民が集う場所が必要であること、市内他所に同施設がないこと、地元伏原は市が推進するごみ処理の施策に集中的、前端的に取り組んでいただいていること、地元の熱意が強いこと等を考慮し、当事業は必要であるとの判断から、まずは工事費を算出するため、20年度において測量設計を予定している。事業化について、施設の維持管理は地元で行い、地元住民だけでなく広く利用いただくことを前提としたいとの答弁がありました。

小学校へのAEDの設置について ただしがあり、小・中学校へのAED設置については、年次計画を定め順次設置していくことになる。20年度は、クラブ活動等を実施しているため緊急度が高い中学校から設置を始め、小学校は21年度以降に設置していきたいとの答弁がありました。

歳入においては、法人税について、均等割、法人税割とも18年度決算額と比較して低額となる理由について ただしがあり、均等割については、休業・廃業される法人もあり20年度より減額し、法人税割については、18年度当時は電力関係等の景気回復もあったが、20年度においては原油価格高騰等の影響による大手法人の減収が減額の大きな要因となっているとの答弁がありました。

国会で議論されている道路特定財源について、内容に修正が生じた場合、本市が受ける影響と対応について ただしがあり、当初予算編成時には、国会における道路特定財源の

議論が確定していなかったため、地方財政計画に基づき予算計上しているが、内容が確定し不足が生じれば、当然、補正対応が必要となる。財源については、国がどういう財政措置を講じるか、現在のところ不明であるが、全く措置を講じなければ、財政調整基金等の取り崩し、また、事業によっては、現在以上に合併特例債等を活用しなければならないとの答弁がありました。

地方交付税について、昨年度予算より2億4,000万円増額となる要因と、21年度以降の見通しについて ただしがあり、特別交付税において減額要因があるものの、地方再生枠として1億6,700万円程度の増額と、特殊要因として市民病院の元利償還金の増加に伴う措置分の増額が主な要因である。また、21年度以降の見通しについては、国で総枠が決められていないため不明であるとの答弁がありました。

公売配当金について ただしがあり、新たな取り組みとして、20年度よりインターネット公売による滞納処分を予定しており、不動産の公売を実施した場合の不動産鑑定料について配当を受けるものであるとの答弁がありました。

歳入歳出全般においては、各種団体への補助金について、当初で概ね半額を予算化し、残りは6月補正で対応するとのことであるが、各種団体へ与える影響が大きいのではないか。一方、補助の是非について検討が必要な部分もあり、めり張りをつけた議論が必要であるがいかがかとのただしがあり、各種団体への影響を考慮し、6月までにイベント等事業に取り組む団体への補助金については、当初から全額予算化し、それ以外については6月補正での対応を考えている。また、6月までに関係各課において、各種団体の事業内容等を精査し、内容によっては補助金の増減・補

助の是非も含め検討したい」との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、手数料の値上げ、重度心身障害児(者)歳末一時金の減額、市道の維持修繕費の減額など、市民への負担増及び市民の要望に対する措置費が減額されている面が多々見受けられるため、本予算に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、予算の枠配分方式の導入により、19年度と比較し、減額、見直しされたものとなっているが、未来に希望を持てる予算編成となっていると考え、本予算に賛成するとの討論がありました。

特別会計、企業会計に関する質疑、意見等の主なものは次のとおりでした。

議案第15号 国民健康保険特別会計については、65歳から74歳までの国民健康保険加入者の保険税について、年金受給額から天引きされる方は何人いるのかとのただしがあり、特別徴収については、本保険税と介護保険料の合算額が年金の2分の1を下回る場合対象となる。特別徴収の開始時期は本市の場合10月からとなるため、現段階では、対象者数を把握できていないとの答弁がありました。

特定健康診査の受診率の目標数値についてただしがあり、40歳から74歳までの国民健康保険の対象者として算定すれば、過去の実施率は、19年度は集計中のため未定であるが、18年度は約23%となっている。20年度は35%に設定しているため、10%程度上昇させる必要があるとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、本保険は市民を守る制度であるにもかかわらず、国の法改正により、65歳以上74歳未満の方に対する保険税の特別徴収が始まるため、今までは分納等の方法があったが、今後は年金額が年18万円以上の場合、先に年金から天引きされることになり、高齢者の生活そのものを脅かす

心配があるため、本予算に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、高齢者は生活に困窮する方ばかりでないため、特別徴収の制度そのものが悪いとは言えない。また、本制度は市民のため必要であるため、本予算に賛成するとの討論がありました。

議案第16号 簡易水道事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

議案第17号 国民宿舎特別会計については、先日、本市へのホテル進出が発表されたが、国民宿舎については、今後どういった位置付けで営業することになるのかただしがあり、進出されるホテルについてはビジネス関係の客層が対象になると聞いているが、国民宿舎紀伊見荘については、主に団塊の世代以上の方を対象として営業努力し、収益増を図るべく指定管理者とも協議を進めているとの答弁がありました。

議案第18号 住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第19号 老人保健特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

議案第20号 公共下水道事業特別会計については、今後の整備計画について、どの程度の工事費と整備期間を要するのかとのただしがあり、全体工事費が約500億円であり、19年度までの執行額が約231億円で、執行率は46.5%となっている。単年度の予算措置額によって事業の完了時期は変わるが、現在の年4億円から5億円程度の予算措置となれば、約50年を要するとの答弁がありました。

議案第21号 駐車場事業特別会計、議案第22号 墓園事業特別会計、議案第23号 農業集落排水事業特別会計、議案第24号 土地区画整理事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

議案第25号 介護保険特別会計については、地域ふれあいサロン事業への助成について、

現在の一律助成では参加人数により本人負担額に差が生じるため、規模に応じた方法に見直すことはできないのかとのただしがあり、助成の内容については、将来的に精査する必要があると考えるが、現時点では現状のままお願いしたいとの答弁がありました。

議案第26号 介護サービス事業特別会計については、20年度より職員の人件費が計上されていない理由についてただしがあり、19年度まで本特別会計で1人分の職員給料を計上していたが、20年度から一般会計で対応することとしたとの答弁がありました。

議案第27号 指定訪問看護事業特別会計については、職員体制についてただしがあり、昨年度より看護師2人が臨時職員から嘱託職員に位置付けが変わり、現在、嘱託職員の看護師は5人、臨時職員の看護師は4人となっているとの答弁がありました。

議案第28号 後期高齢者医療特別会計については、保険料の特別徴収及び普通徴収の対象者数についてただしがあり、特別徴収は5,063人、普通徴収は2,185人の対象者数となるとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、後期高齢者医療制度では、現在加入の保険制度から切り離し、一人ひとりから保険料を徴収するため、今まで扶養家族で保険料を支払っていなかった方からも徴収し、年額18万円以上の年金受給者は年金から天引きされることになる。また、1年以上滞納すると資格証明書が発行され、窓口で一旦医療費の全額を負担する必要があるため、医療を受けるなどというに等しい事態が発生する。さらに、後期高齢者診療料の導入により、後期高齢者が受けられる医療にも差別が持ち込まれることになる。

これらにより、20年4月からの後期高齢者医療制度の実施を中止撤回を求める立場に立ち、本予算に反対するとの討論がありまし

た。

議案第29号 水道事業会計については、大滝ダム建設について、今回の計上額が最終見直しに伴う負担金になるのか。また、今後さらなる見直しは考えられないのかとのただしがあり、20年度当初予算計上額については、第5回見直しに伴う負担金であり、最終見直しに伴うものではない。今後の見通しについては、大滝ダム貯水池斜面对策検討委員会の発表では、現段階では同規模の地すべりはないものと聞いているとの答弁がありました。

議案第30号 病院事業会計については、20年度より新たに計上されているごみ収集委託料についてただしがあり、以前は市クリーンセンターで収集していたが、事業系ごみになるため、19年度途中より収集業務を委託しており、20年度も引き続き業務委託を考えているとの答弁がありました。

ただ今の委員長報告について、読み間違いがありましたら、お手元の委員長報告のとおりですので、ご了承願います。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）この際、1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

○議長（中上良隆君）委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）一点だけお尋ねいたし

ます。

お尋ねいたしますのは、各種団体への補助金についてであります。この補助金につきまして、特にボランティア団体等にも補助金がつけているケースがあるわけですが、私の聞こえてくるところによりますと、今後、この補助金のつけ方につきまして、各種団体が市の行事、イベント等に参加したかしたか、協力したかしたかによって、その差異をつけていこうとしているというふうなことがちょっと聞こえてきております。私は、これはとんでもない話だなというふうに思っております、本来、特にボランティア団体の場合は、ボランティアで一生懸命活動されておると。そういう団体がほかの行事にも協力しないと査定が低くなって、補助金が低くなるというようなことはあってはならないことだなというふうに考えておりますので、そういう議論が委員会においてあったかかなかったかだけ、お尋ねいたします。

○議長（中上良隆君）8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）その議論はございませんでした。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）議案第14号 平成20年度橋本市一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

今予算は、対前年度比13.1%減の予算となっています。しかし、補助金については昨年の半額とし、実績を評価した上で6月補正で決定するというので、昨年並みにしますと、

約8,000万円必要となるそうです。今までも補助金は一律減額、実績に応じた減額など取り組んでこられたのに、半額だけ当初予算に形状するやり方は納得できません。

地方自治法210条、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとする総計予算主義の原則から言っても納得できません。

また、予算編成にあたり、市民に直結する予算は優先したということです。防犯と電気料補助金を35%から40%にし、隅田小学校生徒通学費負担金を半額から全額補助に格差是正するなど、市民要望にこたえたこともありますが、重度心身障害児（者）歳末一時金1人5,000円から3,000円に減額、市道維持修繕費、図書費などの大幅減額、手数料の値上げなど、市民の要望を抑え、負担増を求める予算となっています。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、平成20年度一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

約3億9,500万円の勤勉手当が、懲戒処分を受けた5人を除いて、職員650人中645人に対して一律に平均して、基本給の13.9%の割合で支給されております。これは、勤勉手当は勤務成績に応じて支給するという条例第20条の名文に明らかに違反する違法な行為であります。このような違法な予算を認めることは、私の政治家としての良心に反します。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）賛成の立場から討論いたします。

大変厳しい財政状況の中で、身の丈に合った予算編成をしていくというのが今の行政に求められているところであります。本予算につきましては、いろんな面で削減に努力しておるといふ部分が見あたりますし、そんな中で市民要望にもこたえている部分も何点か見受けられます。本当に細かいところを見ますと、まだまだ削減できる部分があるかと思うんですけども、いろんな面で全体的に評価しますと、それなりに削減に大変努力をしておる、無駄を省いていっとるところが評価されます。補助金についても6月補正で見直しをしていくといたしますか、きちっとした査定をしていくということで、行政の姿勢が見えますので、賛成をしたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

24番 中西健君。

〔24番（中西 健君）登壇〕

○24番（中西 健君）賛成の立場で討論を行いたいと思います。

マイナス9シーリングの予算を予算委員会で審議されたわけでありましたが、非常に財政厳しい折の中で、非常に各全域にまんべんなく予算配分されており、特に削るところは削り、手立てをしていくところはしていくという、こういうところも見受けられ、また、懸案の新しい事業、これは議会からの要望もありまして、バリアフリー化の問題とか、それから合併による継続の事業、これもやはり一日も早く完成しなきゃならんと、こういう中で、非常にご苦勞をされていることに評価をいたしたいと思います。

先ほどから補助金のことが出ておりますが、私もこの補助金の問題については新しい制度

を提案をさせていただいた。その制度そのものが新年度から間に合わなかったということがあるわけですが、その本質は、その方向に向いていることに恐らく変わりはないと思います。できるだけ一生懸命、その補助団体についてはやっておる事業計画を立て、そして有効に使っている団体には、やはりそれなりの対応をしていくと。しかしながら、昨今考えるときに、依然として旧態依然な団体補助金の使われ方がしておる団体もなきにしもあらず、そうした中で、市民の税金を有効に使うためにも、補助金制度というのは見直しをしていく、この姿勢には評価をいたしたい。

過去の議会の中で議論されておりましたが、私に言わせれば、説明がきちとなされていない。その点についても議員からいろいろ指摘された面、誤解を招いている点もあります。そういうことで、この予算案に賛成の立場で討論にかえたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 平成20年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第15号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

反対理由は、国保税の最高限度額を56万円から59万円に引き上げることを見越した予算となっていること。保険証を取り上げ、資格証明書を発行することは、窓口負担が10割負担となり、病院に行きにくくなることを承知で実施しなければ国の交付金が減少になるとして、保険証の取り上げを実施する予算となっていること。市民の命より収入を優先する姿勢でよいのか、疑問を感じます。

本議会の一般質問で5番議員が取り上げた安価な後発薬品の使用を推進することで医療費の抑制を図る施策は、私どもの会派も約十数年前に提案してきましたが、今なお本格的な推進が行われていないこと。市民に国保税の重い負担を避けられない最大の理由は、国は国の負担を45%に戻すと約束しながら、今日に至っても実現されないこと、国民健康保険事業は国の委任事務の最たるもので、自治体でできることの限界は十分承知の上で、以上述べた理由で反対といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 平成20年度橋本市簡易水道事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 平成20年度橋本市国民宿舎特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 平成20年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 平成20年度橋本市老人保健特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 平成20年度橋本市公共下水道事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 平成20年度橋本市駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成20年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 平成20年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 平成20年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 平成20年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 平成20年度橋本市介護サービス事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 平成20年度橋本市指定訪問看護事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番(阪本久代君)登壇〕

○2番(阪本久代君)議案第28号 平成20年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について 反対の立場から討論を行います。

橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について述べましたように、年齢で差別し、高齢者を医療から遠ざける後期高齢者医療制

度の4月実施の中止撤回を求める立場から、この本特別会計予算案に反対をいたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号 平成20年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第29号 平成20年度橋本市水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。簡潔に申し上げます。

市政の失政により、和歌山県下で3番目に高い水道料金を新年度も市民に求める予算となっていること。本来、橋本市は拒否すべきと考える大滝ダム地すべり対策費を予算計上していること。

以上、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほか討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号 平成20年度橋本市水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 平成20年度橋本市病院事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。